

訴えの提起の件（損害賠償）

令和4年（2022年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

損害賠償請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 東京都足立区中央本町一丁目2番11号

本町化学工業株式会社（以下「被告本町化学工業」という。）

代表取締役社長 小田 利明

大阪府大阪市西区千代崎三丁目南2番37号

大阪ガスケミカル株式会社（以下「被告大阪ガスケミカル」という。）

代表取締役社長 渡部 吉彦

兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地

ダイネン株式会社（以下「被告ダイネン」という。）

代表取締役社長 増田 哲彦

岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1

朝日沔過材株式会社（以下「被告朝日沔過材」という。）

代表取締役社長 肥田 祐輔

3 訴えを提起する裁判所

札幌地方裁判所

4 請求の趣旨

- (1) 被告大阪ガスケミカル及び被告本町化学工業は、原告に対し、金225万8635円及び別表1記載の各損害額に対する同表記載の支払日か

ら当該各損害額の支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払え。

(2) 被告ダイネン及び被告本町化学工業は、原告に対し、金1426万0379円及び別表2記載の各損害額に対する同表記載の支払日から当該各損害額の支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払え。

(3) 被告朝日汙過材及び被告本町化学工業は、原告に対し、金497万0438円及び別表3記載の各損害額に対する同表記載の支払日から当該各損害額の支払済みまで年5分の割合による金員を連帯して支払え。

(4) 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決及び(1)から(3)までにつき仮執行宣言を求める。

5 訴え提起の理由

(1) 排ガス処理用粉末活性炭（以下「活性炭」という。）の調達に係る入札及び売買契約について

原告は、平成26年度から平成28年度までの各年度における活性炭の調達に関し、地方自治法第234条第1項の一般競争入札の方法により売買契約（1kg当たりの単価契約）を締結することとし、次のとおり、入札の結果に基づき、原告を発注者（買主）、当該入札の落札者を受注者（売主）とした売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結するとともに、原告は、本件売買契約に基づき、納入数量に応じた代金を各受注者に対して支払った。

また、次のとおり、日本エツバイロケミカルズ株式会社（平成27年4月1日付けで被告大阪ガスケミカルに吸収合併された企業）、被告ダイネン及び被告朝日汙過材は、各受注者が入札に参加するに当たり、当該各受注者に活性炭を出荷することを証明する文書（出荷引受書）を原告に対して提出した。

ア 平成26年度調達分

(ア) 落札者（受注者）

訴外小柳協同株式会社（以下「訴外小柳協同」という。）

(イ) 落札額（契約単価）

1kg当たり301.32円（税込）

(ウ) 契約期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(エ) 支払金額

3471万2051円（内訳は別表1のとおり）

(オ) 納入数量

11万5200kg（内訳は別表1のとおり）

(カ) 出荷元

日本エンバイロケミカルズ株式会社

イ 平成27年度調達分

(ア) 落札者（受注者）

訴外十全株式会社（以下「訴外十全」という。）

(イ) 落札額（契約単価）

1kg当たり226.80円（税込）

(ウ) 契約期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(エ) 支払金額

2837万2680円（内訳は別表2のとおり）

(オ) 納入数量

12万5100kg（内訳は別表2のとおり）

(カ) 出荷元

被告ダイネン

ウ 平成28年度調達分

(ア) 落札者（受注者）

訴外化成品商事株式会社（以下「訴外化成品商事」という。）

(イ) 落札額（契約単価）

1kg当たり157.68円（税込）

(ウ) 契約期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(エ) 支払金額

2062万4527円（内訳は別表3のとおり）

(イ) 納入数量

13万0800kg（内訳は別表3のとおり）

(ロ) 出荷元

被告朝日河過材

(2) 排除措置命令及び課徴金納付命令について

公正取引委員会は、東日本地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭の入札等について、遅くとも平成25年10月24日以降、被告らを含む16社（以下単に「16社」という。）が、公共の利益に反して、競争を実質的に制限していたと認定するとともに、この行為が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項に規定する「不当な取引制限」に該当し、独占禁止法第3条に違反するものであるとして、令和元年11月22日、被告らに対して、排除措置命令（独占禁止法第7条第2項の規定による排除措置命令をいう。以下同じ。）及び課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令をいう。以下同じ。）を行った。

なお、日本エンバイロケミカルズ株式会社がした独占禁止法違反行為は、独占禁止法（令和元年6月法律第45号による改正前のもの）第7条の2第24項の規定により、被告大阪ガスケミカルがした違反行為とみなされている。

(3) 独占禁止法違反行為の概要

公正取引委員会が行った上記(2)の排除措置命令及び課徴金納付命令により認定された独占禁止法違反行為の概要は、次のとおりである。

ア 被告本町化学工業は、東日本地区に所在する地方公共団体が発注する活性炭について、入札等に係る物件、各社の活性炭（16社のうち被告本町化学工業を除く15社（後述のとおり、会社の合併等により会社数に変動があるが、以下単に「15社」という。）のそれぞれが、自社の名称、銘柄、品番、商標等を付した活性炭をいう。）を供給した者、受注者となった窓口業者（15社がそれぞれ活性炭の入札等に参加させる者をいう。以下同じ。）、契約数量、落札金額等の情報をかねてから管

理していた（以下当該情報を記載した年度ごとの一覧表を「入札結果表」という。）。

イ 16社は、遅くとも平成25年10月24日以降、活性炭について、次の合意を行った。

ただし、被告大阪ガスケミカルが平成27年4月1日、日本エンバイロケミカルズを吸収合併し、それまで日本エンバイロケミカルズが行っていた合意に加わったほか、各社が基本合意に加わり、又は離脱した時期には若干の相違がある。

(ア) 供給予定者（活性炭の調達のため地方公共団体が実施する個々の入札等に当たり、自社の活性炭を供給する者をいう。以下同じ。）を決定し、供給予定者は被告本町化学工業を介して供給する。

(イ) 16社のうち供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるように協力する。

ウ 上記イの合意の下、16社は、次の方法により、供給予定者を決定し、また、供給予定者が、被告本町化学工業を介して活性炭を地方公共団体に供給するようにし、公共の利益に反して、活性炭の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ア) 供給予定者の決定

a 被告本町化学工業は、活性炭の入札等に先立ち、15社と個別に面談するとともに、被告本町化学工業が作成した入札結果表を配付する。

b 15社は、被告本町化学工業に対し、配付された入札結果表に記載の活性炭の供給実績を確認し、次回以降の入札等において自社が供給予定者となることを希望するものを伝える。

c 被告本町化学工業は、地方公共団体が入札等に当たり示した活性炭の仕様、15社の上記bの希望、入札結果表に記載の活性炭の供給実績等を勘案して、15社のいずれかを供給予定者として物件を割り振る。

(イ) 入札価格又は見積価格の決定

a 供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者若し

くは被告本町化学工業が単独で、又は両者の協議によるなどして決定する。

b 供給予定者以外の者の窓口業者が提示する入札価格等は、供給予定者の窓口業者が提示する入札価格等よりも高くなるようにする。

(ウ) 窓口業者による入札等の参加

供給予定者は、入札等において上記(イ)の入札価格等を窓口業者に提示させる。

(4) 本件談合行為により原告が損害を被ったことについて

被告らは、上記(3)イの合意に基づき、原告が実施した上記(1)の各入札において、供給予定者を日本エンバイロケミカルズ、被告ダイネン及び被告朝日河過材とし、訴外小柳協同、訴外十全及び訴外化成品商事をそれぞれ当該入札に参加させた(以下この一連の行為を「本件談合行為」という。)

その結果、訴外小柳協同、訴外十全及び訴外化成品商事が落札したことから、公正かつ自由な競争が実質的に制限されたことにより、公正かつ自由な競争により定まる価格により契約をする原告の利益が違法に侵害された。

(5) 損害額について

ア 適正な落札価格と本件売買契約における契約金額との差額

本件談合行為がなければ、公正かつ自由な競争によって、より低額の適正な落札価格に基づいて契約金額が決められたのであり、原告は、公正かつ自由な競争に基づいた場合の適正な落札価格と本件売買契約における契約金額との差額分の損害を被った。

仮に本件談合行為がなかった場合、本件売買契約における契約単価は、本件売買契約の直後に原告が一般競争入札の方法により締結した活性炭の調達に係る売買契約(上記(2)の排除措置命令又は課徴金納付命令により、談合行為の存在が認定されていないもの)における契約単価と同等の額となった蓋然性が高い。

したがって、次のとおり、本件売買契約における支払金額と、本件売買契約の直後に原告が一般競争入札の方法により締結した活性炭の調達に係る売買契約(平成29年度調達分)における契約単価114円(税

抜)に納入数量を乗じて得られる額に8パーセントの消費税及び地方消費税を加えた金額との差額が、原告が被った損害額である。

(ア) 平成26年度調達分 (内訳は別表1のとおり)

2052万8635円

(イ) 平成27年度調達分 (内訳は別表2のとおり)

1297万0379円

(ウ) 平成28年度調達分 (内訳は別表3のとおり)

452万0438円

イ 弁護士費用

原告は、本件訴訟の提起・追行を原告訴訟代理人に委任することとしており、被告が負担すべき弁護士費用としては、次のとおり、上記アの損害額の1割が相当である。

(ア) 平成26年度調達分

205万円

(イ) 平成27年度調達分

129万円

(ウ) 平成28年度調達分

45万円

ウ 原告が被った損害額

本件談合行為により原告が被った損害額は、次のとおり、上記ア及びイの合計額となる。

(ア) 平成26年度調達分

2257万8635円

(イ) 平成27年度調達分

1426万0379円

(ウ) 平成28年度調達分

497万0438円

(6) 共同不法行為について

被告らはそれぞれ本件談合行為に関与し、原告に損害を与えたといえることから、本件談合行為は民法第719条第1項前段に規定する共同不法

行為である。

したがって、被告大阪ガスケミカル及び被告本町化学工業は上記(5)ウ(ア)の金額について、被告ダイネン及び被告本町化学工業は同(イ)の金額について、被告朝日汙過材及び被告本町化学工業は同(ウ)の金額について、それぞれ原告に対して各自連帯して賠償すべき義務がある。

(7) 損害賠償請求について

上記の談合行為によって本市が被った損害について、被告らに対して損害賠償請求を行うこととし、任意の履行を求めるため、令和3年9月2日付けで、被告らに対し支払期限を同月22日とする損害賠償請求書を送付したところであるが、被告らは本市の請求額に対する支払いを拒否しており、任意の履行は期待することができない状況にある。

(8) 小括

したがって、被告大阪ガスケミカル及び被告本町化学工業に対し金225万78635円及び別表1記載の各損害額に対する同表記載の支払日から当該各損害額の支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を、被告ダイネン及び被告本町化学工業に対し金142万60379円及び別表2記載の各損害額に対する同表記載の支払日から当該各損害額の支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を、被告朝日汙過材及び被告本町化学工業に対し金49万70438円及び別表3記載の各損害額に対する同表記載の支払日から当該各損害額の支払済みまで年5分の割合による遅延損害金をそれぞれ連帯して支払うことを求める訴えを提起する。

6 訴訟追行について

本件訴えの提起後において、その目的達成のために必要がある場合には、訴え又は当事者の追加又は変更等を行うことができるものとする。

(理 由)

排ガス処理用粉末活性炭の調達に係る売買契約を締結するに当たり、本市が実施した一般競争入札において談合行為が行われたことによって本市が被った損害の賠償金の支払を請求する訴えを提起するため、本案を提出する。

別表 1

納入日	数量 (kg)	支払日	支払金額 (円)	適正な価格 (円)	損害額 (円)
H26. 4. 7 H26. 4. 10	6, 070	H26. 5. 22	1, 829, 012	747, 338	1, 081, 674
H26. 4. 21 H26. 4. 28	6, 030	H26. 5. 22	1, 816, 959	742, 413	1, 074, 546
H26. 5. 1 H26. 5. 8	6, 100	H26. 6. 25	1, 838, 051	751, 032	1, 087, 019
H26. 5. 16 H26. 5. 27	6, 040	H26. 6. 25	1, 819, 972	743, 644	1, 076, 328
H26. 6. 6 H26. 6. 20	6, 020	H26. 7. 14	1, 813, 946	741, 182	1, 072, 764
H26. 6. 26	3, 020	H26. 7. 15	909, 986	371, 822	538, 164
H26. 7. 3 H26. 7. 10	6, 040	H26. 8. 15	1, 819, 972	743, 644	1, 076, 328
H26. 7. 14 H26. 7. 29	6, 100	H26. 8. 15	1, 838, 051	751, 032	1, 087, 019
H26. 9. 24	3, 010	H26. 10. 24	906, 973	370, 591	536, 382
H26. 10. 6 H26. 10. 14	6, 070	H26. 11. 18	1, 829, 012	747, 338	1, 081, 674
H26. 10. 21 H26. 10. 27	6, 080	H26. 11. 18	1, 832, 024	748, 569	1, 083, 455
H26. 11. 10 H26. 11. 18	6, 030	H26. 12. 12	1, 816, 959	742, 413	1, 074, 546
H26. 11. 27	3, 020	H26. 12. 16	909, 986	371, 822	538, 164
H26. 12. 2 H26. 12. 10	6, 040	H27. 1. 19	1, 819, 972	743, 644	1, 076, 328
H26. 12. 19 H26. 12. 24	6, 020	H27. 1. 19	1, 813, 946	741, 182	1, 072, 764
H27. 1. 9 H27. 1. 19	6, 250	H27. 2. 18	1, 883, 250	769, 500	1, 113, 750
H27. 1. 23 H27. 1. 30	6, 040	H27. 2. 18	1, 819, 972	743, 644	1, 076, 328
H27. 2. 6 H27. 2. 13	6, 110	H27. 3. 13	1, 841, 065	752, 263	1, 088, 802
H27. 2. 25	3, 010	H27. 3. 18	906, 973	370, 591	536, 382
H27. 3. 3 H27. 3. 9	6, 050	H27. 4. 16	1, 822, 985	744, 876	1, 078, 109
H27. 3. 16 H27. 3. 24	6, 050	H27. 4. 16	1, 822, 985	744, 876	1, 078, 109
合計	115, 200		34, 712, 051	14, 183, 416	20, 528, 635

別表 2

納入日	数量 (kg)	支払日	支払金額 (円)	適正な価格 (円)	損害額 (円)
H27. 4. 6 H27. 4. 9	6, 020	H27. 5. 27	1, 365, 336	741, 182	624, 154
H27. 4. 16 H27. 4. 28	6, 400	H27. 5. 20	1, 451, 520	787, 968	663, 552
H27. 5. 1 H27. 5. 13	6, 060	H27. 6. 17	1, 374, 408	746, 107	628, 301
H27. 5. 18 H27. 5. 29	6, 090	H27. 6. 17	1, 381, 212	749, 800	631, 412
H27. 6. 2 H27. 6. 15	6, 080	H27. 7. 14	1, 378, 944	748, 569	630, 375
H27. 6. 22	3, 000	H27. 7. 16	680, 400	369, 360	311, 040
H27. 7. 3 H27. 7. 10	6, 030	H27. 8. 12	1, 367, 604	742, 413	625, 191
H27. 7. 17 H27. 7. 28	6, 040	H27. 8. 12	1, 369, 872	743, 644	626, 228
H27. 8. 27	3, 030	H27. 9. 25	687, 204	373, 053	314, 151
H27. 9. 4	3, 030	H27. 10. 21	687, 204	373, 053	314, 151
H27. 9. 15 H27. 9. 24	6, 120	H27. 10. 21	1, 388, 016	753, 494	634, 522
H27. 10. 5 H27. 10. 13	6, 050	H27. 11. 17	1, 372, 140	744, 876	627, 264
H27. 10. 21 H27. 10. 29	6, 030	H27. 11. 17	1, 367, 604	742, 413	625, 191
H27. 11. 2 H27. 11. 11	6, 040	H27. 12. 17	1, 369, 872	743, 644	626, 228
H27. 11. 20 H27. 11. 30	6, 070	H27. 12. 18	1, 376, 676	747, 338	629, 338
H27. 12. 4 H27. 12. 15	6, 080	H28. 1. 21	1, 378, 944	748, 569	630, 375
H27. 12. 24	3, 030	H28. 1. 28	687, 204	373, 053	314, 151
H28. 1. 12 H28. 1. 21	6, 060	H28. 2. 16	1, 374, 408	746, 107	628, 301
H28. 1. 29	3, 090	H28. 2. 24	700, 812	380, 440	320, 372
H28. 2. 1 H28. 2. 5	6, 020	H28. 3. 15	1, 365, 336	741, 182	624, 154
H28. 2. 16	3, 190	H28. 3. 29	723, 492	392, 752	330, 740
H28. 2. 22	3, 170	H28. 3. 29	718, 956	390, 290	328, 666
H28. 3. 7 H28. 3. 14	6, 060	H28. 4. 20	1, 374, 408	746, 107	628, 301
H28. 3. 22 H28. 3. 30	6, 310	H28. 4. 20	1, 431, 108	776, 887	654, 221
合計	125, 100		28, 372, 680	15, 402, 301	12, 970, 379

別表 3

納入日	数量 (kg)	支払日	支払金額 (円)	適正な価格 (円)	損害額 (円)
H28. 4. 8 H28. 4. 18	6,340	H28. 6. 13	999,690	780,580	219,110
H28. 4. 27	3,170	H28. 6. 13	499,845	390,290	109,555
H28. 5. 9 H28. 5. 17	6,650	H28. 6. 13	1,048,571	818,748	229,823
H28. 5. 23	3,340	H28. 6. 16	526,651	411,220	115,431
H28. 6. 3 H28. 6. 11 H28. 6. 15	9,640	H28. 7. 13	1,520,033	1,186,876	333,157
H28. 6. 22 H28. 6. 27	6,330	H28. 7. 27	998,114	779,349	218,765
H28. 7. 4 H28. 7. 12 H28. 7. 20	9,670	H28. 8. 22	1,524,765	1,190,570	334,195
H28. 8. 2 H28. 8. 4 H28. 8. 12	10,000	H28. 9. 23	1,576,799	1,231,200	345,599
H28. 8. 23 H28. 8. 30	6,610	H28. 9. 23	1,042,264	813,823	228,441
H28. 10. 11 H28. 10. 21 H28. 10. 31	9,950	H28. 11. 16	1,568,916	1,225,044	343,872
H28. 11. 2 H28. 11. 9	6,620	H28. 11. 30	1,043,840	815,054	228,786
H28. 11. 21 H28. 11. 29	6,650	H28. 12. 14	1,048,571	818,748	229,823
H28. 12. 6 H28. 12. 12 H28. 12. 19	9,800	H29. 1. 23	1,545,262	1,206,576	338,686
H28. 12. 28	3,460	H29. 1. 31	545,572	425,995	119,577
H29. 1. 11 H29. 1. 19 H29. 1. 27	9,740	H29. 2. 22	1,535,803	1,199,188	336,615
H29. 2. 10 H29. 2. 22 H29. 2. 27	9,530	H29. 3. 22	1,502,689	1,173,333	329,356
H29. 3. 8 H29. 3. 17 H29. 3. 23	9,970	H29. 4. 18	1,572,068	1,227,506	344,562
H29. 3. 30	3,330	H29. 4. 20	525,074	409,989	115,085
合計	130,800		20,624,527	16,104,089	4,520,438

別表4

違反事業者一覧（特定活性炭（東日本地区））

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者
1	本町化学工業株式会社	東京都足立区中央本町一丁目2番11号	代表取締役 小田 利明
2	フタムラ化学株式会社	名古屋市中村区名駅二丁目29番16号	代表取締役 長江 泰雄
3	日本エンバイロケミカルズ株式会社		
4	大阪ガスケミカル株式会社（注1）	大阪市西区千代崎三丁目南2番37号	代表取締役 渡部 吉彦
5	水ing株式会社	東京都港区港南一丁目7番18号	代表取締役 中川 哲志
6	クラレケミカル株式会社		
7	株式会社クラレ（注2）	岡山県倉敷市酒津1621番地	代表取締役 川原 仁
8	ダイネン株式会社	兵庫県姫路市飾磨区中島3001番地	代表取締役 増田 哲彦
9	幸商事株式会社	東京都中央区新川一丁目17番25号	代表取締役 中澤 祐樹
10	太平化学産業株式会社	大阪市中央区東高麗橋1番16号	代表取締役 松田 信之
11	カルゴンカーボンジャパン株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	代表取締役 渡瀬 夏生
12	朝日沔過材株式会社	岐阜県土岐市肥田浅野双葉町一丁目1番地の1	代表取締役 肥田 祐輔
13	株式会社エーシーケミカル	千葉県流山市美原三丁目89番地の3	代表取締役 岡田 隆治
14	株式会社サンワ	福岡市城南区別府二丁目14番8号	代表取締役 田代 英宏
15	株式会社ツルミコール（注3）		
16	セラケム株式会社	広島県世羅郡世羅町大字本郷954番地の1	代表取締役 伊藤 好一

（注1）大阪ガスケミカル株式会社は、平成27年4月1日に番号3の日本エンバイロケミカルズ株式会社を吸収合併した者である。このため、日本エンバイロケミカルズ株式会社がした違反行為については大阪ガスケミカル株式会社が行ったものとして同社に課徴金の納付が命じられている。

（注2）株式会社クラレは、平成29年1月1日に番号6のクラレケミカル株式会社を吸収合併した者である。このため、クラレケミカル株式会社がした違反行為については株式会社クラレが行ったものとして同社に課徴金の納付が命じられている。

（注3）株式会社ツルミコールは、令和3年4月1日をもって番号2のフタムラ化学株式会社に吸収合併されている。